

令和 5 年 12 月 22 日

事業主 様

西日本パッケージング健康保険組合

健康保険法の一部改正等について（加入者の住所情報の取扱い）

日頃より健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 5 年 11 月 30 日付厚生労働省からの通知が発出され、保険者が正確かつ迅速な資格情報の登録が可能となるよう令和 5 年 12 月から「資格取得届」「被扶養者(異動)届」については、「住民票の住所」の記載が必須化されました。

つきましては、今後届出される「資格取得届」「被扶養者(異動)届」における「住所」欄には「住民票の住所」を記載していただきますようお願いいたします。

また、当健康保険組合では、被扶養者認定の判断や保健事業などで「居所住所」も必要となりますので、「住民票の住所」と「居所住所」が異なる場合は、両方の記載をお願いします。

なお、すでに加入している被保険者、被扶養者の方については、今回、「住民票の住所」の届出は不要です。ただし、今後、引越しなどで「住民票の住所」及び「居所住所」に変更があった場合は「住所変更届」を提出してください。

## 記

### 【記入又は入力の方法】

#### 1. 資格取得届

##### (1) 紙媒体（別紙 1 参照）

- ① 「⑩住所」欄には、「住民票の住所」を記載
  - ② 「住民票の住所」と「居所住所」が異なる方については、両方を記載
- ※新様式の資格取得届は 1 月中旬に送付できますので、ご連絡ください。  
なお、それまでに届出される場合は、別紙の「被保険者居所住所届」の添付をお願いします

##### (2) 電子媒体（CD での届出）（別紙 2 参照）

- ① 「住民票の住所」と「居所住所」が同じ場合  
「被保険者住所」欄に住所を入力（今まで通り）
- ② 「住民票の住所」と「居所住所」が異なる場合  
「被保険者住所」欄に「住民票の住所」を入力  
「居所住所」は「健康保険組合」のタブ内の「健康保険組合固有項目」の「健保用」に「郵便番号」と「居所住所」を入力  
又は「被保険者居所住所届」を記入し添付

（裏面あり）

(3) 電子申請（マイナポータルでの申請）

- ① 「住民票の住所」と「居所住所」が同じ場合  
「被保険者住所」欄に住所を入力（今まで通り）
- ② 「住民票の住所」と「居所住所」が異なる場合  
「被保険者住所」欄に「住民票の住所」を入力  
給与計算ソフトの住所を入力するページに「備考」欄があれば、  
その「備考」欄に「郵便番号」と「居所住所」を入力  
又は「被保険者居所住所届」を届出（電子申請時に添付）

2. 健康保険被扶養者（異動）届（新様式に変更）

旧「㊦住所」を「㊦住民票の住所」に変更

旧「㊧住民票の住所」を「㊧住所」に変更

「住民票の住所」を必ず「㊦住民票の住所」欄に記入してください

住民票の住所以外にお住いの場合のみ、「㊧居所住所」欄を記入してください

※新様式の「被扶養者（異動）届」「被保険者居所住所届」「住所変更届」はホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。

※新様式の「資格取得届」（複写式）の送付をご希望の場合は、当健康保険組合までご連絡ください。

以上